

こころが聞きたい

一般質問

問

次代を担う子供たち

いのか。

の健やかな成長を願

いのか。

い、安心して学べる環境つ

登校の児童・生徒がいると

くりの実現を推進していく

思うが、実態はどうか。

ことが重要であると考え

町では1名だが、これで十

が、近年、社会構造及び経

分と言えるのか。

済情勢の変化に伴い、核家

⑤心の教室相談員はどんな

族化の進行、夫婦共稼ぎ家

身分か、各学校に配置され

族の増加、学校と塾通い、

ているのか。

帰宅してからもまた勉強、

勉強と追い回される中に、

しながら、研修会がどんな

成15年度が12名、今年度は

形でやれるのか検討したい。

現在6名である。

②スクールカウンセラーの

スクールカウンセラーを

相談件数は平成15年度25

中心とした取り組みや、学

9件で、そのうち204件

校全体で取り組む体制づく

が不登校に関する相談であ

りによって、不登校の児童

る。相談者の数は児童生徒

生徒が徐々にではあるが登

が41・2%、教職員が36・

校でできるようになったケー

9%、保護者が14%、その

ス、初期段階での手早い対

他7・8%となっている。

応により不登校にならなか

③30日以上継続している欠

つたケースなどもあって、

席者を不登校児童生徒とし

不登校の児童生徒数は近年



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



「まっく・ざ・まっく研究所」でカウンセリングをする山根さん



地球温暖化防止、省エネ ルギー対策の取り組みは

中野 敏 勝 議員

問 深刻化する地球環境問題は生態系という自然のルールを無視した人類の利益優先の思想と行動がもたらしたもので、国境を越えて広がる環境破壊が全ての生命を脅かし、大きな危機に直面している。温暖化の原因は二酸化炭素の排出であり、排出量の増加はエネルギーの消費である。

こうした中で、「幕別町地域省エネルギービジョン」を発表。農業を核とした産業・一般家庭・事業所・運輸・公共団体の5部門で電力、石油、燃料ガスの消費の現状を調査し、省エネ目標を定めて進められているが、その効果、成果、今後の取り組みについて伺う。

町長 ①省エネビジョンでは、省エネ意識の醸成、省エネ型ライフスタイルへの転換、省エネ施設・設備の積極的導入の三つの基本方針を定め、幕別町の2010年の省エネ目標値を8・3%削減とした。

- ②分野別の推進体制とその状況は。
- ③省エネルギー対策の教育等への取り組みは。
- ④実施、行動の実践は。

エネに対する認識にかなりおぼろげなところがあることから、行政からの情報発信などにより省エネルギー意識の醸成を図り、そうした中で、全町的な推進体制の確立を図っていきたい。

③省エネ教育は、教育委員会を通して小中学校への働きかけを進めており、省エネルギーセンターから講師を招いて、各学校の管理職等を対象とした講習会を開催したいと考えている。

④運送部門において、急発進、急停車を記録する「デジタルカメラ」による省エネ運転の導入やグリーン経営認証制度により環境保全活動を推進している企業。また、暖房と発電を同時に行うことができる「コージェネレーションシステム」を導入している企業等もあること



地球温暖化を防ぐためにも省エネ対策を進めなければならない

とから、これらの省エネ行動の裾野がさらに広がることを期待している。

⑤行政の事務事業における二酸化炭素の総排出量は平成10年度のレベルにあり、事務事業の増大やOA機器の増加を考慮すると、「エコオフィス幕別プラン」の行動計画の実施が反映されているものと考えている。

また、公共施設を中心に具体的な省エネ手法と事業化手法について、現在、検討を進めている。

⑥広報まくべつによる省エネ記事の掲載や、省エネルギービジョン概要版の全戸配布をした。9月の広報では省エネルギー普及指導員養成講座の募集をしており、その応募に期待をしている。

⑦役場庁舎や給食センターなど九つの施設について省エネ手法を検討し、導入コストや維持経費の削減に伴う回収年の試算と合わせ、各種補助制度などの事業化手法を明らかにしていきたい。また、役場庁舎ロビーに電気の消費量や使用量などが表示される省エネナビ

を設置し、省エネ行動や意識の啓発に努めていく。

公用車は、入れ替えの際に、軽自動車やアイドリングストップ車、ハイブリッド車の導入を検討したい。

⑧パンフレットの活用、省エネコーナーの設置、ホームページでの省エネコーナーの開設など、きめ細かく省エネ情報を発信していきたい。

⑨省エネ事業化検討委員会の意見を聞きながら、本町の生活風土に合わせた行動マニュアルを作成したい。

⑩省エネや新エネに関わる補助事業は、補助者と補助を受けられる事業者や個人が直接的に事務手続きを行うことから、町としての確に状況を把握できない。



義務教育における国歌斉唱はどうあるべきか

前川 雅志 議員

問 町内の中学校の卒業式は全体的に整然と進行されていたが、国家斉唱の時に生徒が一齐に着席したことが残念でならない。そこで次の点について伺う。

① 国旗・国歌に対する考え方は個人の自由かもしれないが、全生徒が一齐に着席するというのは、事前に教師による徹底した指導があったものと思うが。

② 現在義務教育課程では、国歌についてどのような指導を行っているのか。

③ 数年前に、帯広市内を中心に国旗・国歌をめくり退席・着席が大きな問題になった。現在、町内及び他市町村ではどのような状況にあるのか。

④ 来春の式典は、今年と変わるのか。

① 国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てる。入学式や卒業式等における特別活動では、体験を通して自国の国旗・国歌を尊重する態度を養い、他の国の国旗・国歌も尊重する態度を身につけ、国際社会において信頼され尊敬される日本人を育成する。小学校の音楽科では、「国歌・君が代」は、いずれの学年においても指導することとされており、各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な指導を行っている。

② 平成15年度の卒・入学式での国旗・国歌の実施率は前年度に引き続き100%で、幕別町では退席はない。

教育長

① 先生が児童生徒に、日の丸や君が代について偏った見方や考え方を

て全員起立している。十勝管内では、15年度の卒業式では小中学校ともに全員着席はないが、一部着席が小中学校の卒業式で47・1%、入学式で48・6%、中学校の卒業式で64・9%、入学式で66・7%である。

④ 学校の中でとことん話し合いをしながら、どんな形が良いのか1年1年実施してきた。現場が混乱して一番困るのは子供たちであるので、そういったことがないように、常にお互い信頼関係を保ちながら実施できるように努力していきたい。



指定管理者制度の導入は可能か

が対象となると思うが、町内でいくつかの施設が対象となるのか。また、町内には、実績を含め参入出来るNPO法人などの各種団体や民間企業があるのかを伺う。

町長

指定管理者制度により、① 管理から運営までの委託ができる、② 行政処分同様に使用の許可を行うことができる、③ 利用料金を指定管



農業者トレーニングセンターも対象の一つであるが

平成15年6月の地方自治法改正により、公共団体や自治体出資法人に限定されていた公共施設の管理が、NPO法人などの各種団体や民間企業に参入が認められた。

この制度を先行導入する北海道を初めとする自治体では、雇用の促進、住民サービスの上昇、経費の削減が大きく期待されている。

指定管理者制度を導入した場合、図書館・百年記念ホールなど多くの公共施設

理者の収入として収受させることができる、④ 株式会社等の民間事業者が指定管理者になることができるようになった。

町内では、小中学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、図書館、ふれあいセンター、公民館、老人福祉センター、百年記念ホール、あるいは体育館、野球場・陸上競技場といった各種の運動施設から公園まで、すべてが対象になると思うが、現段階では、それ

それぞれの施設に係る個別の法律があることから、全てにこの制度を適用できるかどうかは不明な点がある。

町内で参入できるNPO法人はないと思うが、民間企業では、今までも施設の清掃業務等の委託をした経緯があるので、施設によってはできる企業もあるのではないかと思う。

いずれにしても、町のメリットを含め調査検討をしながら対応をしていきたい。

問

行政サービス向上のためにITを活用していくことは、住民の満足度を高めることになり、行政と住民のより良い関係を構築していくことにも繋がる。

住民基本台帳ネットワークシステムが昨年8月に2次稼動してから1年が経過した。安全で便利な電子政府、電子自治体の構築に向けて、今後の住基カードの活用と安全対策について伺う。

① 本年8月末現在の住基カードの普及率と現況について。発行枚数を伸ばすための無料化措置と交付目標の設定について。

② 住基カードの普及を進めるためのPR活動等について。カードの安全性、信頼性を高める意味から、顔写真入りのカード交付に務めるべきではないか。

③ 住基カードに多目的公共サービスカードとしての役割を持たせた地域活用の方角性について。庁舎内の検討委員会等の実態は。

④ 視覚障害者に対する点字エンボスカードの発行計画は。

⑤ 操作職員のセキュリティ

住民基本台帳カードの活用と安全対策は

永井 繁樹 議員

町長

① 本町における住基カードの交付枚数は23枚、普及率0.09%である。

この住基カードを利用したサービスの活用方法が確立していないことから、全国的にも少ない発行枚数となっている現状にある。

なお、無料化にすること住基カードを持つ人が増えることにはなるが、必要があつてカードを持つこと

が本質であり、いろいろな活用ができるようなカードにしていくことが、普及していくうえで大事である。

当面、無料化にする考えはなく、普及率の目標を持つことも難しい。

② 町の広報紙や役場、支所出張所でポスターやパンフレットにより周知しているが、さらに、公区長会議等の機会を通じ説明をしてい

くとともに、より良い方法があれば考えていきたい。

顔写真の付いたカードは6件ほど交付しているが、金額は変わらないので、身分証明書的に使うときには、希望により交付を受けたいだけだと思う。

③ 多目的利用については、住民のニーズ等を十分把握した中で、費用対効果等、総合的に判断し進めていく必要がある。なお、庁

については、機会があれば参加させたい。

個人のパソコン使用による情報漏洩対策は、廃棄しようとする際に、公用のものと同様にハード内の情報はすべて削除する。

④ 点字エンボスカードは、希望により発行できる。また、通信回線障害は、通信事業者の対応により速やかに復旧することが期待できることから行っていない。無停電電源装置はサーバー機器に本装置を設置し対応している。時間外についても同様である。

舎内での検討委員会設置については、前向に検討したい。

⑤ 住基ネットは、操作者識別カードとパスワードの確認ができないとアクセスできないことから、担当者以外の職員や外部の人は住基ネットを利用できない。指紋による認証方式については、管内や全道の状況を見ながら対応していきたい。

また、担当職員のセキュリティ研修会

また、指紋認証システムについては、現在、合併協議会の電算部会の方で検討をしている。

自宅にいながら各種申請ができるようになる日も近い

また、担当職員のセキュリティ研修会

また、指紋認証システムについては、現在、合併協議会の電算部会の方で検討をしている。



ごみの減量化にどう取り組んでいくのか

問

幕別町ではゴミ政策の一環として、10月からゴミの有料化が始まり、ゴミの減量化と財政負担の軽減、そして資源化の促進を目指していくことになる。

ゴミ問題で町民が具体的に係わり取り組むことのできることは多々あると思うが、その一つとして、マイバック、ノーレジ袋運動がある。レジ袋の処理には多額の経費が掛かっているし、また、この運動は町民のゴミ問題についての意識

を高めるためにも大切だと
思う。

北海道内でも積極的にこの運動を推進している自治体もあるが、本町においても、スーパーや商店に対する協力の呼び掛けを含め、

この運動が全町的な広がりを持つように具体的な施策をもつて推進すべきだと思うが、町長の考えを伺う。

町長

本町では「幕別町ごみ処理基本計画」を策定し、ごみの減量化やリサイクルを進め、資源循環型の

マイバック、ノーレジ袋運動を推進すべき

芳 滝 仁 議員

燃ごみが24%の減となったが、資源ごみについては、18.9%の増となり、年間の総排出量ではわずかに0.1%しか減少していないのが現状である。

このようなことから、ごみの減量化の一つの方策として、本年10月から家庭系のごみについて有料とさせていただくものである。

マイバック、ノーレジ袋運動は、単にごみの減量のみだけでなく思想普及の面でも大きな効果があるものと思っている。現在、町内の販売店においてもレジ袋

地域社会づくりに取り組んでいるところであり、現在、生ごみの減量を図るため、コンポストや生ごみ処理機の購入の助成、さらには、ダンボールコンポストの普及に努めている。

ごみの減量に係る基本的な考えとしては、ごみになるものは買わない、使わない、作らないという発生抑制に住民、事業者がそれぞれ努めていかなければならない。昨年の本町での排出量は、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不

燃ごみは、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみは、平成14年度と比較して

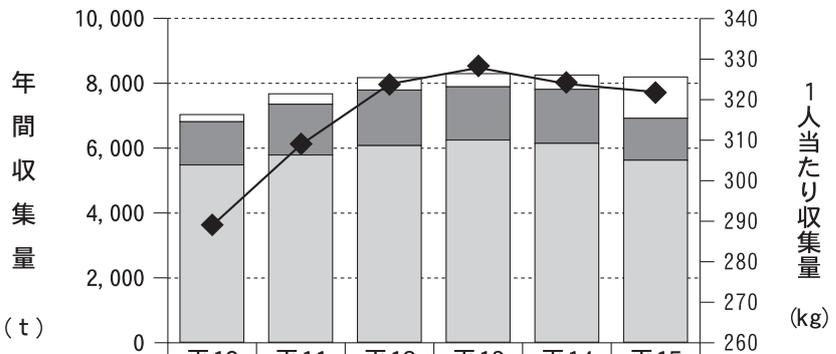
燃ごみは、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみは、平成14年度と比較して

燃ごみは、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみは、平成14年度と比較して

燃ごみは、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみは、平成14年度と比較して

燃ごみは、平成14年度と比較して可燃ごみが9%の減、不燃ごみは、平成14年度と比較して

ゴミ収集量の推移



資源ゴミ	222	321	384	407	440	1,273
不燃ゴミ	1,332	1,567	1,713	1,641	1,667	1,294
可燃ゴミ	5,472	5,779	6,069	6,241	6,139	5,619
町民1人当たり収集量	289	309	324	328	324	322

組みは、町民のごみ処理への関心を高めるためにも必要なことだと認識している。今、いかにノーレジ袋運動を進めるか知恵を出し合うことが大事であり、消費者協会、あるいは商工会、さらには各関係機関などと

組みは、町民のごみ処理への関心を高めるためにも必要なことだと認識している。今、いかにノーレジ袋運動を進めるか知恵を出し合うことが大事であり、消費者協会、あるいは商工会、さらには各関係機関などと

組みは、町民のごみ処理への関心を高めるためにも必要なことだと認識している。今、いかにノーレジ袋運動を進めるか知恵を出し合うことが大事であり、消費者協会、あるいは商工会、さらには各関係機関などと

どう進めるのか、男性の育児休業取得

堀川 貴 庸 議員



わが国の出生率は、年々低下傾向にあり、2003年の出生率は1・29と少子化が進んでいることを如実に現している。海外の先進国でも出生率の低下が社会問題化しており、世界各国の共通の問題となっている。

21世紀に入りますます女性の社会進出はめざましく、結婚・出産後も仕事を継続する女性が増加した状況下、少子化対策の一環として育児休業法が施行されてきたが、その取得率は非常に低く、とりわけ男性の取得率はほぼゼロに等しい調査結果となっている。

そこで、少子高齢化が想像を超える速さで進行している今日、人口減少は自治体の存続すら危ぶみ、核家族化の進行と夫婦の共働き、そして育児力のない子育て期の親と地域社会との接点が少なくなっている中で、夫（男性）の子育て参加は非常に重要な共通認識



育児には男性の協力が求められている

立の負担を軽減すること、労働者の福祉の増進や生活の安定を図っていく上で重要なことだと思っ

こうした中、育児休業法では、少子化対策として看護休暇や勤務時間の短縮などの法改正がなされてお

り、育児と雇用の継続の両立を可能にする育児休業制度が出生率にプラスの影響を与えるものと思っ

町職員の育児休業の取得状況は、平成15年に1人、16年に3人、いずれも女性職員が育児休業を取得している。

また、町内の企業の実況については、特に今までそうした調査が実施されておらず、たまたま本年度、2年に一度の幕別町の「事業所雇用実態調査」が実施されることから、この中で調査を実施し、把握に努めていきたい。

安心して育児休業を取得できる体制づくりに向け、国では、男女労働者の育児休業を促進する等の対策の支援として、事業主に対しての助成をしている。ま

た、労働者に対しても育児休業給付を行っている。町としては金銭的な支援は考えていないが、育児休業法や育児休業給付制度について、まだ知らない事業者の方もいることから、育児休業制度の啓発や情報提供等を行っていき

③ 育児休業の取得はほとんどが女性であり、たまに男性が育児休業を取ると新聞記事になるような状況で、職場や地域住民、さらには社会の中では、育児は女性がするものだというような固定概念がある。そうした中で、町としてや啓発に努めていきたい。

は、父親と子どものふれあいを目的とした事業や、夫婦で妊娠から出産の経過を理解し安心して出産を迎えられ、夫婦として共通認識を得られるよう、「パパママ教室」を開催している。こうした事業を実施することにより、少しでも男性の子育てについての認識や理解が得られるものと考えていることから、こうした事業を多く取り入れていくとともに、仕事と子育てが両立でき、また育児休業取得の制度が活用できるように、各種支援制度等の周知

であると思われるが、町長の見解を伺う。

への支援策を講じては。③ 保育・子育て支援・保健事業等との連携とその必要性について。

町長

急速に少子高齢化

① 町職員を含め、町内企業の育児休業の取得状況は、男性・女性それぞれの取得状況は。

② 安心して育児休業を取得できる体制づくりへの取り組みについて。例えば、休業取得を奨励している企業

■出生率って何？

一人の女性が一生のうちに何人の子供を生むかを示す数字で、15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を足し合わせて算出する。

(正式名称：合計特殊出生率)

現在の人口を将来にわたって維持するには2.08が必要とされ、日本では1970年代前半までは2.1程度で安定していたが、75年に2.0を割り込んだ後は、ほぼ一貫して下がっている。

2003年の合計特殊出生率は1.29となっている。

問

第4期総合計画に基
づき、昨年度は「幕
別町都市計画マスタープラ
ン」が策定され、発展的農
村都市を目指すまちづくり
が進められていることは誠
に喜ばしい限りである。

本町は農業を基幹産業と
して、しかも恵まれた自然
環境を背景に発展してき
た。特に平坦な十勝平野の
中で、丘陵地が波状に広が
る農地とその地形は本町
の特徴でもあり、富良野方
面の農村景観を彷彿させて
くれる。また、近年の農業
技術の飛躍的な発展と農
家個々の血のにじむ努力
により、畑には雑草がな
く、見事な農地を形成し
、その広大で鮮やかな作
物生育の景観は訪れる人
々や車窓から眺める人々
に感動を与え、心を和ま
せてくれる。

しかし残念なことに、8
月頃には町道の路肩斜面
部にヨモギやアカザ、イ
タドリ等の長大雑草がは
びこり、せつかくの農村
景観に影を落とし、決定
的なダメージを与え、し
かも、交通安全上憂慮す
べき状況となっている。

そこで、農村と都市の
一体化、調和のとれたま
ちづくり計画の具体化に
向け、町道愛護組合等を
設立し、農家の方々の
協力と町財政支援のも
とで、町道の路肩の草
刈り、特に機械で対応
できない部分について
是非実施すべきと思う
が、町長の考えを伺う。

地域との協働により、農村主要町道の草刈りを

伊東昭雄議員



町道路肩の雑草がなくなれば、もっとすばらしい景観になるのだが

町長 本町は農業を基幹
産業とし、しかも恵まれた
自然環境を背景に「自然と
調和した快適で住みよいま
ち」を基本目標にまちづく
りを進めている。

農村主要町道用地の草刈
りについては、交通安全の
確保のために、23路線11
8kmを年3回、その他16
3路線347kmを年2回実
施している。この他に交差
点やカーブ等で見通しが悪
く、交通安全上危険と思わ
れる箇所については、随時
パトロールを行う中で対応
している。

こうした中、郡部路線は
全て機械刈りで行っている
ことから、路肩及び道路側
法面のみ実施をしており、
機械の構造上、反対側法面
については実施できない状
況にある。

景観を大事にするという
観点から、機械で対応でき
ない部分を手で刈ることに
ついては、農村部の町道は
大変距離があるだけにな
かなか大変であり、また、大
きな費用がかかることか
ら、やはり地域の皆さんの
協力を得られるかどうか

大事であると思う。
地域との協働、愛護組
合、あるいは実行委員会の
設置、さらには、どの辺の
範囲までが町として、道路
管理者としてやらなければ
ならない仕事であるのかど
うかといったことも含め、
公区長会議等の機会を通じ
ながら、あるいは地域に出
向いた特にいるんなご意見
を伺う中で、これから対応
していかなければならない
と思っている。



難病医療費助成制度の継続を

野原 恵子 議員

問 道は、財政立て直しプランの中で、障害者などへの医療費助成削減に続き、4つの難病への助成を打ち切ろうとしている。幕別町では平成16年3月現在、難治性肝炎92名、橋本病65名、ステロイドホルモン産生異常症1名、合計163名の町民が医療費の助成が受けられなくなることが考えられる。

難病は継続的な治療・検査が必要であり、医療費の負担が増えると支払いが困難になり、必要な医療が受けられなくなる不安がある。この難病医療費は道の助成であり、幕別町では財政的負担をしていないが、町民の命を守り、生活不安を少なくするためにも、道の施策として継続していくべきと考える。

① 町として難病患者に対する支援策を講じること。

② 道に対し4疾患の医療費助成を続けていくように求

めていくこと。

町長 **①** 現在、特定疾患患者の方に通院費の助成を実施しており、これ以上の支援は難しい。

② 道の特定疾患医療費助成制度は発足から30年が経過し、この間の医療技術の進歩に伴い、難治性肝炎、橋本病、下垂体機能障害及びステロイドホルモン産生異常症の4つの疾患は、原因解明が進み、治療方法がある程度確立した。この度の見直しは、専門的見地から十分に議論し判断されたものと考えており、難病患者の方々には大変なことと思うが、道の財政事情等の状況を考えると、撤回・見直しは難しいものと思っており、今、医療費助成の継続を求めることについては考えていない。

学校給食での食育をどう考えるのか

問

学校給食は、人と人の結びつきや協力しあう体験を培う場であり、栄養摂取や食文化を伝えていく上でも重要な役割を果たしている。地元の食材を給食に活用することは、流通過程、旬の活用、生産者との交流などを考えると、さまざまな角度から研究する必要はある。いま、子供たちの置かれている環境を考えると、給食と教育を結びつけていく食育にも重点

を置く必要がある。
① 給食と教育を結びつける食育を大切にすること。
② 地場産品の活用の研究を進めていくこと。
③ 自校式の将来の見通しについて。

食により、日本の伝統的な食生活に対する理解と関心を高め、地場産物を活用した伝統食や郷土色豊かな献立により、地域の伝統や文化に対する理解と関心を高めるなどの活用が図られている。

教育長 **①** 教育行政執行方針の中で、これまでの知育・徳育・体育に加え、「食育」を生涯学習の一環として位置づけ、関係機関と連携のもと、実現できることから取り組んでいる。学校での指導は、給食時間や家庭科、保健体育科の中で行っており、総合的な学習の中では農業体験などの「食農教育」に取り組んでいる学校もある。特に、「生きた教材」を用いた指導では、学校給食が栄養バランスのとれた食事

で、児童生徒の栄養改善や体位、体力の向上につながり、それを食べることを通じて食について体験し学習することができる。さらには保護者を啓発し、家庭の教育力の活性化にもつながる教育的効果を発揮している。また、体験学習や米飯給

食により、日本の伝統的な食生活に対する理解と関心を高め、地場産物を活用した伝統食や郷土色豊かな献立により、地域の伝統や文化に対する理解と関心を高めるなどの活用が図られている。

② 学校給食を通じての食育、食農は大変重要であり、「ふるさと給食」の充実と、「地産・地加・地消」を目指して地元加工業者と給食センターとが連携・協力し、パンやグラタン、コロッケなどの開発・提供を心がけている。さらに、料理を作る方々のヒントをいただきながら、「安全、安心、安価」を理念とし、研究開発に取り組んでいきたい。
③ 給食センターを建設する際に自校式かセンター方式かが検討され、施設整備費や維持管理費などの観点からセンター方式に決定したものと理解しており、6年目を迎えた今日、将来像を述べるに至らないことをご理解いただきたい。



食育を学ぶ機会の一つである学校給食

どう進める次世代育成支援計画

豊島善江議員

の子育て支援となる実効ある計画策定が求められる。①取り組みの到達状況は。②住民参加と住民要求の反映は。③きめ細かな情報公開を。④今後の策定スケジュールは。

町長 ①②具体的な行動計画を策定するために、就学前児童、小学校低学年、高学年720人の保護者に子育て支援に関するアンケート調査を実施した。今現在、集計作業中であるが、父母が何を求めているか、子育て支援をどうすべきかを、調査結果を踏まえ、さらに多くの住民の方、特に若いお母さんの意見を聞きながら計画を策定したい。

③必要に応じて適時広報等で周知をしていくが、協議の経過がどのような形で進められ、どう公表していくのか、あるいは公聴会の開催などをどの程度やっているのか、これらについて、これからの協議の中で検討していただき、必要に応じてやっていかなければならないと思っている。

④行動計画1期目の5年間（H17年度～H21年度）について、次世代育成支援対策推進協議会委員の方に十分協議をいただき策定していくことになるが、今月中に第1回目の推進協議会の開催を予定しており、行動計画は来年3月に完成する予定である。

問 次世代育成支援対策推進法により、すべての市町村が子育て支援の行動計画を策定し公表することが義務付けられた。

計画は、地域における子育ての支援、母性・乳児・幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進などについて計画を策定し、目標や実施時期を定めようとするもので、今後10年間の幕別町の子育て支援のあり方を指し示すことから、住民の要求をしつかりと反映させ、真



充実した支援計画になることを望む

介護保険認定者の所得税控除の適用をやすく改善を

度3から5が特別障害者控除」を目安に認定書を発行しているが、幕別町は、申請に医師の診断書を必要とするなど、申請しづらい。①認定申請数と認定書の発行状況は。②帯広市のように改善すべきでは。③周知の徹底を。

また、「要介護度」は、介護サービスの提供のために介護の手間のかかり具合を判断するものであり、「障害の認定」は、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活の制限の度合いに基づいて判断するものであることから、要介護認定の結果を一律に障害者の何級に相当すると判断することは、無理があるものと考えている。

③制度の周知は、毎年、広報紙を通じて実施しているが、さらにどのような方策が良いのか検討しながら、対応していきたい。

町長 ①認定申請は、平成15年度において3件あり、そのうち1件を「障害者」、残り2件を「特別障害者」と認定した。

②「精神または身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が所得税法施行令の定めに基づくと市町村長等が認定した場合」に控除を受けることができるが、その認定については、東部4町の介護保険認定審査会で検討を行なった結果、「準ずる」と判断するために専門的な医学的知識が求められることことから、医師等による診断書が必要であるとの考えで一致した。

問 65歳以上の要介護認定者に市町村が障害者控除対象者認定書を発行すれば、障害者手帳を持たない人も税金が控除される制度がある。

十勝管内でも全市町村で実施しているが、控除の区分と介護度との関係や周知の方法など、自治体によって違うことから、申請数にも差が生まれている。

帯広市は、「要支援、介護度1から2が一般、介護度3から5が特別障害者控除」を目安に認定書を発行しているが、幕別町は、申請に医師の診断書を必要とするなど、申請しづらい。



問題ないか、指定管理者制度

中橋 友子 議員

問

指定管理者制度は、昨年6月、国の法改正による「公の施設」の管理・運営を株式会社等に委ねる任意の新制度である。

これまでの民間委託と違い、使用許可や料金設定も企業が行うことを可能とし、福祉施設、衛生施設、体育や教育施設、公園、コミセン等ほとんどの公共施設が対象となる。公共施設は公平・公正な運営が原則で、町民がいつでも安心して利用できる管理体制が求められる。企業に使用許可や料金設定まで委ねることになれば、公平・公正さに問題を生じかねない。すでに帯広市等は実施に動き出しているが、これまでの体制が廃止されることから、解雇の問題も生じている。町としての対応を伺う。

町長 今回の改正は、多様な住民ニーズにより効果的・効率的に対応する

ため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることを目的とするものであるが、今後、これらについて調査検討し、どういう方法が住民の皆さんにとつてより良い活用方法なのか、あるいは管理者を指定するところが本当に住民のためになるのかといったことを含め、対応をしていきたい。

なお、公共的な団体が委託を受けてやっているものは3年以内に条例化するか、直営化に切り替えなければならぬが、今、本町で委託している清掃業務等はこれに該当しないし、今年3月議会で、各種施設等の5年間の長期債務負担の議決をいただいたことから、少なくともそれが終わるまでは、新たに指定管理者に任ずることにはなっていない。

町民にわかりやすい、予算や政策資料の提供を

問

地方財政削減や町村合併等、厳しい現状の時こそ、住民自治の確立

住民と一緒に「まちづくり」が求められる。そのため、町の予算の使い方、政策や計画等をより分かりやすく町民に伝え、身近な関係を築くことが必要である。平成13年には、「まちづくり町民参加条例」も施行しており、具体策として、

①町民に予算説明書の発行。

②福祉施策の一覧の発行。
③乳幼児施策の一覧の発行を行うべきである。

町長

①当初予算と決算は、町の「広報まぐべつ」の特集記事として取り上げている。多分に専門的な用語・内容になることから、

できる限り図とか表などを用い、視覚的に理解していただけるよう工夫しているが、何しろ限られた紙面の中でのお知らせであり、必ずしも十分な内容ではないと思っている。

また、個々の事務事業全てを説明すると膨大な説明書になり、必ずしも効果的ではないことから、

今の広報紙の内容をさらに充実させる、あるいは広報紙とは別刷りの方法がどうかというようなことも考えている。

なお、中学生にも分かってもらえるような、あるいは住民に対する予算の説明会といったことについては、内部で協議をしたい。

「幕別町の高齢者保健福祉概要」などを発行することにより周知してきた。これらは特に関係者への送付、あるいは役場、支所、出張所等の窓口へ配付している。また、広報紙により「幕別町保健ガイド」として1年間の事業を掲載し、乳児がいる家庭を保健師が訪問した際に各種保健サービスの一覧を配付、保育所等の入所や児童手当・乳幼児医療などのパンフレットの配付などにより周知している。

しかし、こうした情報は、制度が改正がされると、せつかく冊子を発行しても改定していかねばならない問題があることから、情報の正確性、速報性からいくと、どうしても広報紙やホームページに頼らざるを得ない。現在「ホームページ改正検討部会」を内部に組織しており、改定作業の中でこれらの情報の掲載についても検討をしていきたい。



予算説明を掲載した広報紙と福祉施策のガイド

「みんなのふくし」は、町民の生活に関する情報を提供するための広報誌です。今回の改正は、多様な住民ニーズにより効果的・効率的に対応する